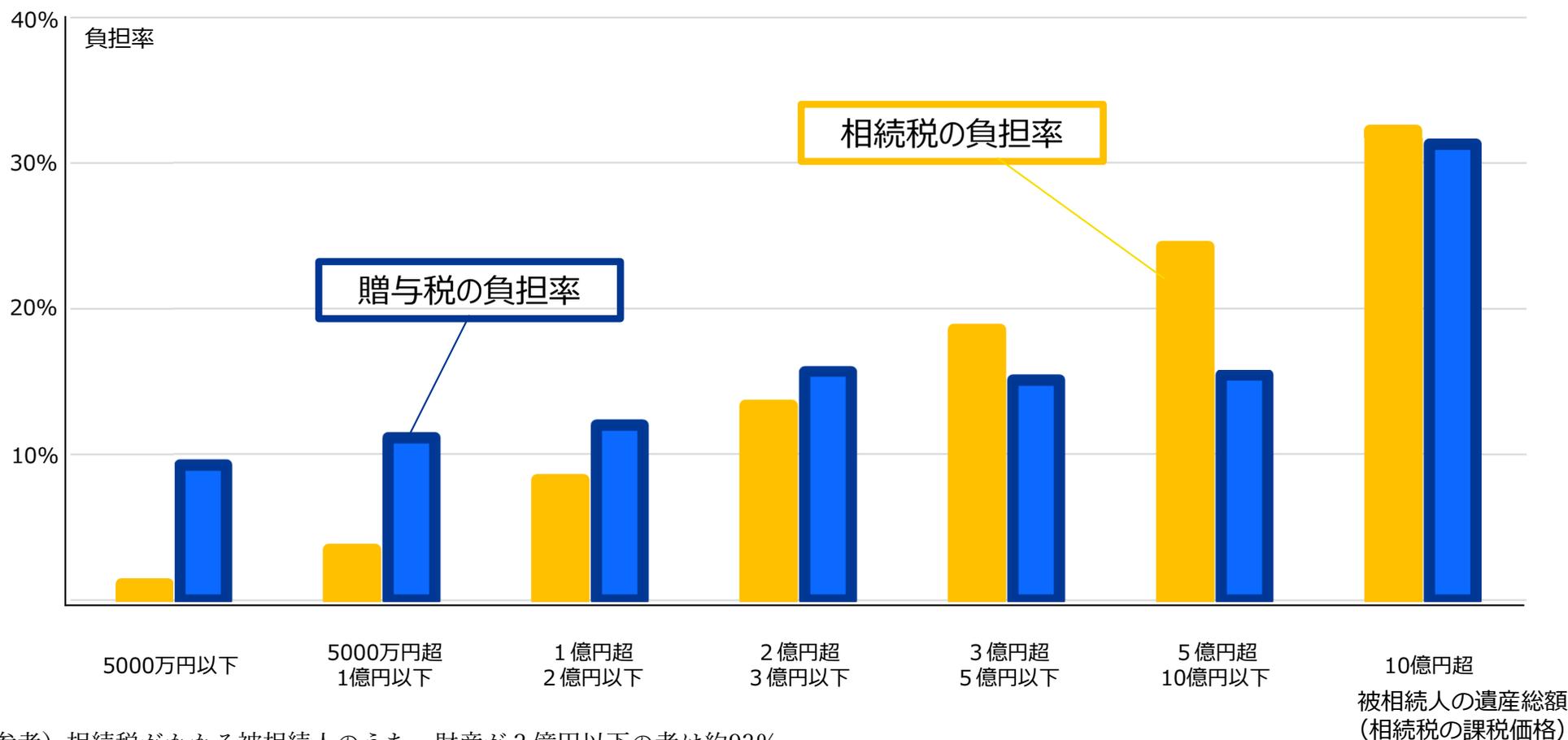


相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

- 実際の申告データを基に、相続税の負担率と、相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、
 - ・ 相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回っている
 - ・ 相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回っているという傾向がある。

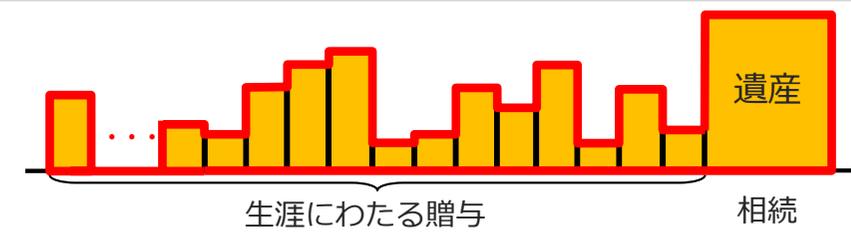
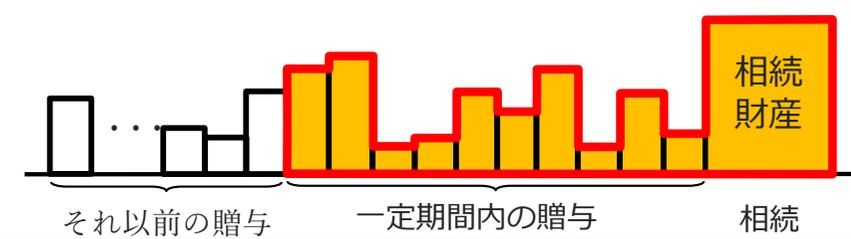
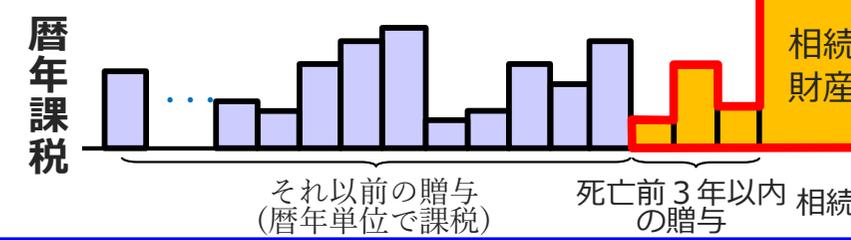
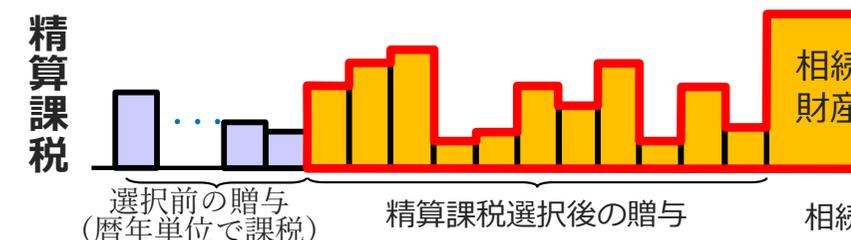


(参考) 相続税がかかる被相続人のうち、財産が3億円以下の者は約93%。

(備考) 令和元年分の相続税の申告データ及び過去一定期間(平成24年分から平成30年分まで)の贈与税の申告データを基に作成。

相続税の負担率 = (贈与税額控除を足し戻した実質的な相続税の負担額) ÷ 相続税の課税価格、贈与税の負担率 = 贈与税額 ÷ 贈与税の課税価格
(出典) 主税局調べ。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

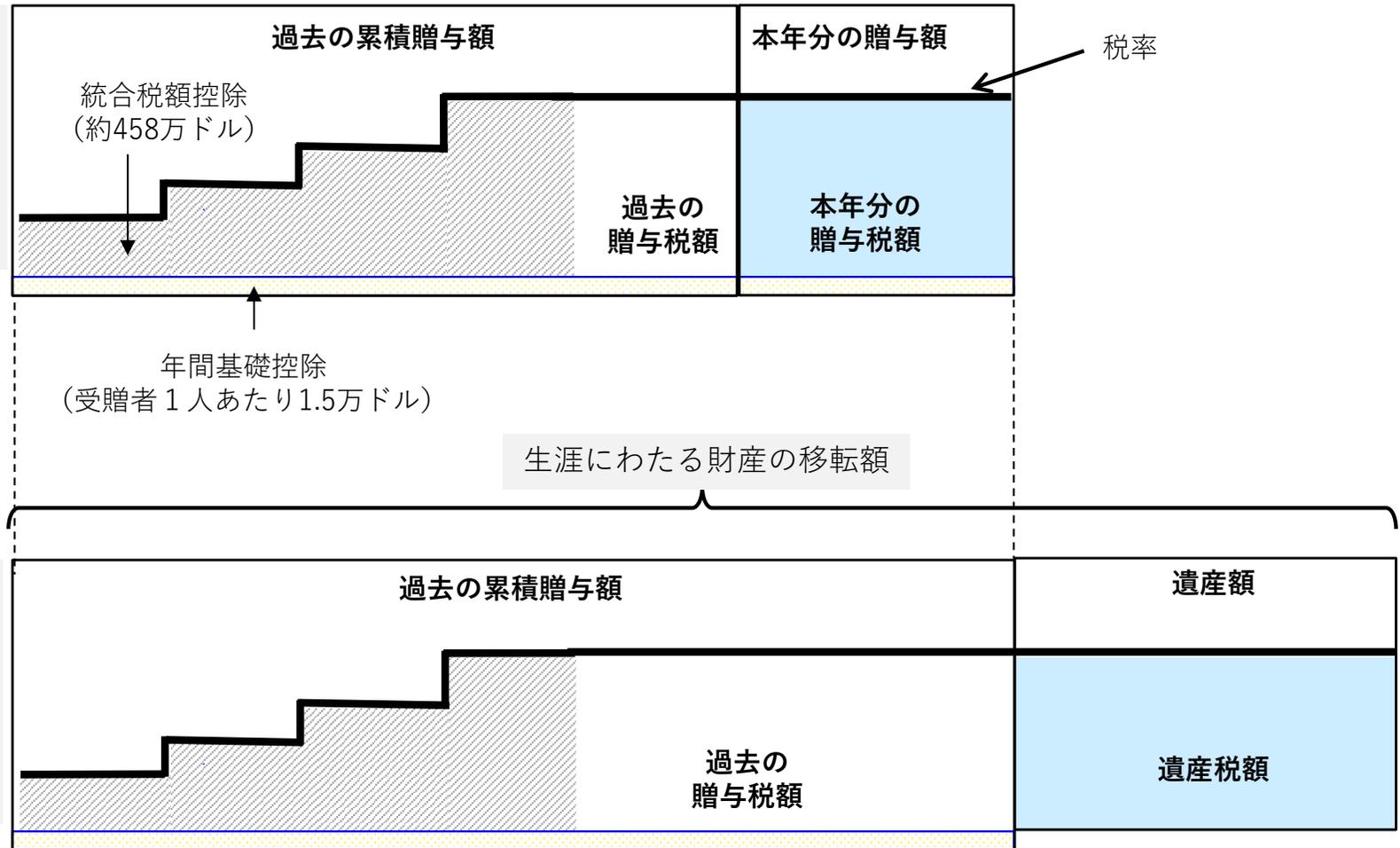
<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>に遺産税（相続税）を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（納付済の実額）は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額（過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額）は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>暦年課税 相続</p> <p>それ以前の贈与（暦年単位で課税） 死亡前3年以内の贈与</p> <p>に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付しない）</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に 中立的でない</p>
<p>日本 (精算課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>精算課税 相続</p> <p>選択前の贈与（暦年単位で課税） 精算課税選択後の贈与</p> <p>に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付）</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に 中立的</p>

米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で統合されている。税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積。
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

贈与時

- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



相続時

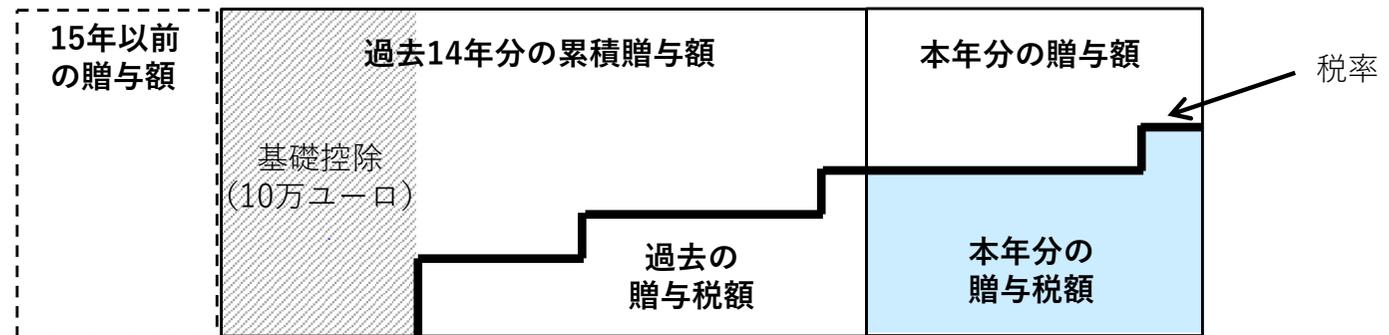
- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
 - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

贈与時

- ・ 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去14年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前15年以内の贈与税額を控除



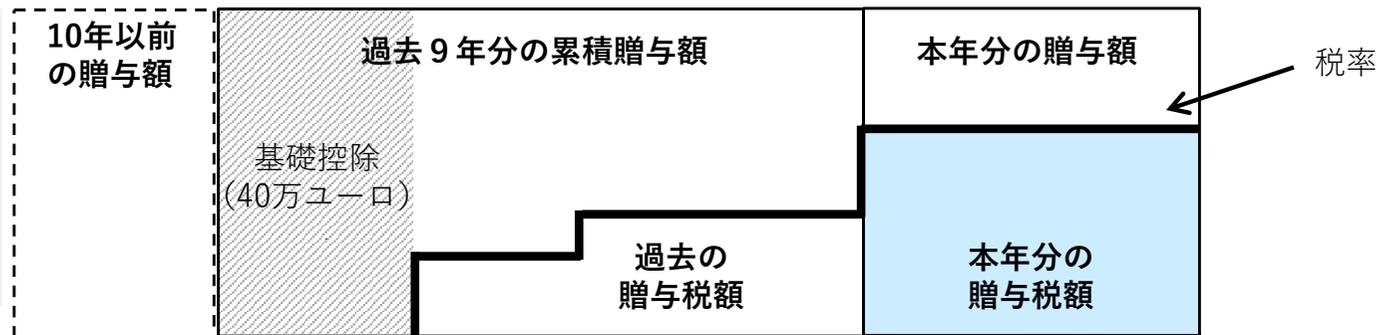
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
 - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

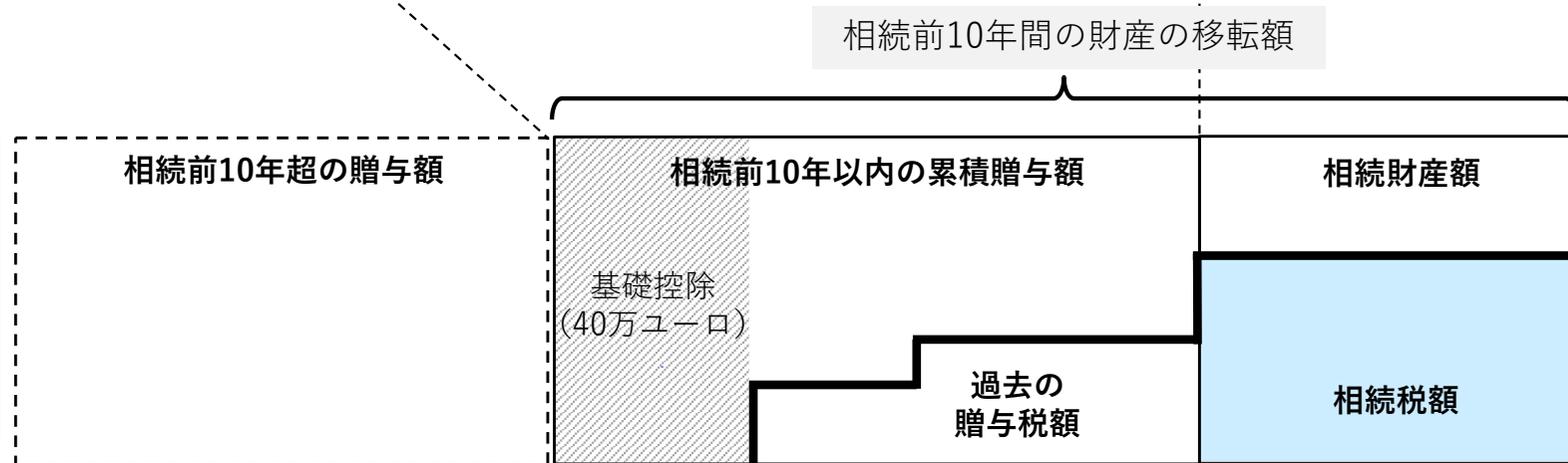
贈与時

- ・ 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去9年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前10年以内の贈与税額を控除



(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。